解散公告（第一回）

当法人は、平成二十二年三月三十一日開催の臨時社員総会の決議及び平成二十二年九月二十四日静岡県知事の認可を受け解散したので、当法人に債権を有する者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十二年十一月二十四日

静岡県湖西市駅南一丁目一〇番二一号

医療法人社団緑風会守田眼科

清算人　守田　潔

解散公告（第一回）

当法人は、平成二十二年十一月一日存続期間の満了により解散したので、当法人に債権を有する者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十二年十一月二十四日

名古屋市東区代官町二五番一三号

財団法人陶和福祉会

代表清算人　布目　健次

解散公告（第一回）

当法人は、平成二十二年十一月一日存続期間満了により解散したので、当法人に債権を有する者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十二年十一月二十四日

京都府綾部市七百石町大釜田一四番地の二

財団法人七百石公栄会

代表清算人　堀川　正道

解散公告（第一回）

当公社は、平成二十二年十月二十九日山口県知事の認可により解散したので、当公社に債権を有する者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十二年十一月二十四日

山口県長門市東深川一三三九番地二

長門市土地開発公社

代表清算人　阿野　徹生

解散公告（第一回）

当法人は、平成二十一年四月四日開催の通常総会の決議により解散したので、当法人に債権を有する者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十二年十一月二十四日

宮崎県都城市高崎町前田七五八番地

財団法人前田地区振興会

清算人　藤田　勇

解散公告（第二回）

当法人は、平成二十二年五月三十一日開催の臨時社員総会の決議及び平成二十二年九月一日付北海道知事の認可により解散したので、当法人に債権を有する者は、本公告第一回掲載（平成二十二年十一月二十二日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十二年十一月二十四日

札幌市中央区南一五条西一四丁目二番三〇号

医療法人社団笹川外科医院

清算人　笹川　勝次

解散公告（第二回）

当組合は、平成二十二年十一月十九日千葉県知事の認可により解散したので、当組合に債権を有する者は、本公告第一回掲載（平成二十二年十一月二十二日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十二年十一月二十四日

千葉県君津市郡三丁目二番二九号

君津市郡土地区画整理組合

代表清算人　中山　佳幸

解散公告（第二回）

当公社は平成二十二年十月二十九日付けで神奈川県知事の認可により解散したので、当公社に債権を有する者は、本公告第一回掲載（平成二十二年十一月十九日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十二年十一月二十四日

神奈川県厚木市中町三丁目一七番一七号

厚木市土地開発公社

清算人　髙梨　良

解散公告（第二回）

当法人は、平成二十二年八月三十一日開催の社員総会の決議により解散したので、当法人に債権を有する者は、本公告第一回掲載（平成二十二年十一月十八日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十二年十一月二十四日

神奈川県横浜市中区本牧三之谷一八番四号

特定非営利活動法人芸術文化地域活性化ネットワークアクト

清算人　長田　哲之

解散公告（第二回）

当法人は、平成二十二年九月一日開催の社員総会の議決を経て、同年十一月一日に長野県知事の許可を受け、同日解散したので、当法人に債権を有する者は、本公告第一回掲載（平成二十二年十一月十九日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十二年十一月二十四日

長野県南佐久郡佐久穂町大字高野町五六九番地

社団法人佐久穂町開発公社

代表清算人　友野辰五郎

解散公告（第二回）

当法人は、平成二十二年十月二十五日京都市長の認定により解散したので、当法人に債権を有する者は、本公告第一回掲載（平成二十二年十一月十九日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十二年十一月二十四日

京都市伏見区深草直違橋二丁目四五二番地四

社会福祉法人誠心福祉会

代表清算人　西川　國代

解散公告（第二回）

当法人は、組合員が三人未満となったことにより、平成十九年九月十九日解散いたしましたので、当法人に債権を有する者は、本公告第一回掲載（平成二十二年十一月二十二日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十二年十一月二十四日

大分市大字中戸次六〇九五番地の一

農事組合法人豊州きのこ開発組合

清算人　畷野智恵子

解散公告（第三回）

当法人は、平成二十二年十月十四日開催の社員総会の決議により、同日をもって解散したので、当法人に債権を有する者は、本公告第一回掲載（平成二十二年十一月十二日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十二年十一月二十四日

東京都千代田区内神田二丁目一六番八号

特定非営利活動法人プロパンガス料金適正化協会

清算人　木村　忠悦

第30期決算公告

平成22年11月24日

岡山県玉野市宇野4丁目13番15号

株式会社スナミ工業所

代表取締役　角南　良彦

貸借対照表の要旨（平成22年6月30日現在）

科目		金額(千円)
資の産部	流動資産	13,770
	固定資産	93,394
	繰延資産	2,098
	合計	109,262
負債及び純資産の部	流動負債	29,414
	固定負債	42,236
	株主資本	37,612
	資本金	30,000
	剰余金	7,612
	利益準備金	3,500
	その他利益剰余金	4,112
	（うち当期純利益）	(288)
	合計	109,262

資本金の額の減少公告

当社は、資本金の額を二千万円減少し一千万円とすることにいたしました。

効力発生日は平成二十三年一月一日であり株主総会の承認決議は、平成二十二年十月二十五日に終了しております。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の要旨は左記のとおりです。

平成二十二年十一月二十四日

岡山県玉野市宇野四丁目一三番一五号

株式会社スナミ工業所

代表取締役　角南　良彦